

令和6年度

四日市市会計年度任用職員（医療ソーシャルワーカー）採用試験要項

1 募集職種及び採用予定人数

- ① 募集職種 会計年度任用職員（医療ソーシャルワーカー）
- ② 主な業務 医療相談業務、他医療機関との連携業務、入退院支援業務等
- ③ 採用予定人数 1人程度

2 勤務場所

市立四日市病院

3 採用予定日

令和6年4月1日

（採用可能な人については、令和6年4月1日以前に採用されることもあります）

4 受験資格

次の①～③の条件を満たす人

- ① 昭和39年4月2日以降に出生し、社会福祉士の免許を有する人または採用予定日までに取得見込の人
- ② 地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しない人
- ③ 外国籍の人は、永住者又は特別永住者の在留資格を有する人

5 試験日及び会場

令和5年4月23日（日） 午前9時～

※受験人数等の都合により試験開始時間は変更となる場合があります

市立四日市病院（四日市市芝田二丁目2番37号）

6 試験科目

教養試験（60分） 文章読解能力、数的能力、一般知識等についての筆記試験を行います

小論文（60分） 当日指定されたテーマに対する作文

適性検査（50分） 主として職務遂行上必要な資質及び組織への適応性について測定するクレペリン検査を行います

面接（15分程度） 人物及び職務に対する適応性等の総合評価を行います

7 受験申込方法

(1) 市立四日市病院職員採用試験受験申込フォームから必要事項の登録を行ってください

URL : <https://logoform.jp/form/7p72/203943>

※受験申込フォームからの登録は1回までとします

複数回入力してしまった人や入力を間違えた人は、市立四日市病院
総務課まで連絡してください



(2) 職員採用試験受験票に必要事項を記入し、以下の書類を同封して提出してください

- | | |
|--|-------------|
| ① 写真（受験票に貼付、3カ月以内に撮影の上半身・脱帽の写真） | 2枚 |
| ② 社会福祉士免許証の写し（免許取得者） | 1部 |
| ③ 卒業見込証明書又は卒業証明書（免許取得者は不要） | 1通 |
| ④ 成績証明書（免許取得者は不要） | 1通 |
| ⑤ 返信用封筒（A4三つ折りが入るサイズ）
（受験票、試験結果送付用。宛名を明記し、84円切手を貼ること） | 2通 |
| ⑥ 在留資格を証する書類（住民票等） | 1部（外国籍の方のみ） |

●受験申込を完了するためには、(1)、(2)両方の手続きが必要です

8 提出期限

・受験申込フォームからの登録

令和5年4月11日（火）午後5時15分まで

・受験票（7（2）の書類）の提出

令和5年4月11日（火）までに必着（郵送も同じ）

※受付時間は月～金曜日（祝日を除く）…午前8時30分～午後5時15分

9 受験票等の提出先

四日市市芝田二丁目2番37号（〒510-8567）

市立四日市病院 総務課 TEL (059) 354-1111 内線 5213

※ 郵送の場合は、封筒に「受験申込書類在中」と朱書のこと

■ ■ 勤務条件（令和5年4月予定）

(1) 初任給

201,080円（金額は地域手当（10%）を含む）

- ・前職歴に応じて初任給へ加算する場合があります
- ・諸手当として通勤手当、地域手当、期末・勤勉手当（4.4月分）、退職手当などが支給されます
- ・民間給与の動向に応じて改定される国家公務員給与に準拠して給与改定があります
- ・「四日市市会計年度任用職員の給与等の支給に関する要綱」が改正される場合があります

(2) 勤務時間等

1週あたり38.75時間

原則として祝祭日を除く月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分

(3) 休暇

年次有給休暇が年間20日あり、残日数がある場合は翌年度に繰り越すことができます

その他、結婚休暇、出産補助休暇など規則で定められた休暇があります

(4) 任用期間及び再度の任用

採用の日から同日の属する会計年度の末日を限度とする

（勤務実績に基づく能力の実証により再度の任用あり。ただし、令和6年4月1日に採用された方は最長令和9年3月31日まで、令和6年4月1日以前に採用された方は最長令和8年3月31日まで）

（その後は選考による再度の任用あり。任用期間などについては上記と同様の扱いとする。ただし62歳を超えての再度の任用はありません）

《 参 考 》

地方公務員法第16条（欠格条項）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立する政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者